1772

避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、避難先を転々としたこと、申立人らの中に身体障害があったり知的障害があったりする者がいたこと、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々とした平成23年3月から同年6月までは月額12万円、避難先が落ち着いた後の同年7月から平成25年6月までは月額9万円、同年7月から平成30年3月までは月額7万円(ただし、既払金170万円を除く。)が、それぞれ賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目(記載の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

項目 精神的損害(日常生活阻害慰謝料加算増額分) 期間 平成23年3月から平成30年3月まで

# 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、既払金のほか金493万円の支払義務があることを認める。

# 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

# 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(記載の期間に限る)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年7月7日

(仲介委員 田中 俊充)